

自治会に関する各種補助事業等や、自治会を運営する上で必要なお問い合わせ先を掲載しています。

わたしたちで
つくろう
大津のまち

自治会向け

ふれあいまちづくり 資料集

令和8年4月 大津市

○ 地域のコミュニティ活動

○ 安心・安全なまちづくり

○ 文化団体派遣事業

○ ごみ減量と資源再利用

○ 自主防災

・ふれあいの家設置事業費補助
・ふれあいネット導入事業費補助 など

・防犯カメラ設置事業補助

・文化団体派遣事業

・ごみ集積所用鳥獣対策用ネット貸与

・集団資源回収促進事業補助

・ごみ集積所設置等補助 など

・地域防火・防災資器材整備事業補助

大津市市民部自治協働課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

お問い合わせ

☎ 077-528-2730



目 次

- (1) 大津市のお問合せ先について
- (2) 大津市以外のお問合せ先について
(令和7年度学区要望マニュアル抜粋)
- (3) 自治会及び自治会長報償金
- (4) ふれあいネット導入事業費補助
- (5) ふれあい掲示板設置事業費補助
- (6) ふれあいの家設置事業費補助 (建築等)
- (7) ふれあいの家設置事業費補助 (改造)
- (8) 合理的配慮の提供に係る費用助成
- (9) コミュニティ助成
- (10) 防犯カメラ設置事業補助
- (11) 文化団体派遣事業
- (12) 地域防火・防災資器材整備事業補助
- (13) ごみ集積所用鳥獣対策用ネット貸与
- (14) 集団資源回収促進事業補助
- (15) 再生資源保管庫等設置事業補助
- (16) ごみ集積所設置等補助
- (17) イベントごみに係る処理手数料減免について
- (18) 自治会の法人化制度 (認可地縁団体)

(1) 大津市のお問合せ先について

要望内容	所管機関	連絡先
・広報おおつに関すること	広報課	077-528-2703
・舗装（打ち替え） ・道路区画線の引きなおし ・側溝蓋の補修 ・側溝の補修（側溝の蓋掛けを除く） ・ガードレール・防護柵の補修 ・カーブミラーの移設・角度調整 ・市街灯・防犯灯の修繕・球切れ ・街路樹の剪定・消毒 ・市道、市河川の雑草繁茂に関する相談	道路・河川管理課	077-528-2782
・公園の維持管理	公園緑地課	077-528-2784
・水道・ガス施設の相談	企業局 維持管理課	077-528-2609
・河川等の水質に関する相談 ・大気汚染に関する相談 ・騒音、振動に関する相談 ・悪臭苦情に関する相談 ・空地の雑草繁茂に関する相談	環境政策課	077-528-2735
・空家の雑草繁茂に関する相談	住宅政策課	077-528-2786
・農地の雑草繁茂に関する相談	農業委員会	077-528-2680
・犬、猫、ペットに関する個別の相談等	動物愛護センター	077-574-4601

市道上の穴ぼこ、陥没等、危険が伴い早急な対応を必要とする内容は、直接担当課にお申し出いただくか、市民通報システムをご利用ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1218/g/online/1458092919274.html>

市民通報システム（修繕等）



市街灯、防犯灯の不点灯の通報については、専用システム「おおつ 市街灯光ラナイくん」、及び**大津市コールセンター（077-523-1234）**で電話受付も可能です。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/036/1807/g/shido/1484042304194.html>

おおつ 市街灯光ラナイくん（市街灯）




(2) 大津市以外のお問合せ先について (令和7年度学区要望マニュアル抜粋)

要望内容	所管機関	代表者及び連絡先
① 信号機の設置、横断歩道の設置、一旦停止線の設置、道路標識(規制・指示)の設置、速度規制、駐車禁止・不法駐車対策	大津北警察署	大津市真野二丁目20-23 Tel 077-573-1234 ① 窓口：交通課 ② 窓口：地域課
② パトロール強化、交番の設置について	大津警察署	大津市打出浜12-7 Tel 077-522-1234 ① 窓口：交通第一課 ② 窓口：地域課
国道1号、161号、湖西道路に関する <u>要望</u> について (歩道整備、街灯設置等含む)	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	大津市竜が丘4-5 Tel 077-523-1741
維持管理にかかる <u>緊急</u> <u>性のある連絡</u>	国道1号に関すること	草津維持出張所 栗東市中沢二丁目12-30 Tel 077-562-0842
	国道161号、湖西道路に関すること	堅田維持出張所 大津市本堅田四丁目15-3 Tel 077-572-1580
瀬田川の維持管理等について	国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 瀬田川出張所	大津市黒津四丁目2-1 Tel 077-546-0006
県道及び国道367号、422号、477号の維持 管理等について (道路拡幅、歩道整備、街灯設置、側溝整 備、除草等含む)	滋賀県大津土木事務所	大津市松本一丁目2-1 Tel 077-524-2832 Fax077-525-9352 Mail ha30200@pref.shiga.lg.jp
一級河川の維持管理等について (浚渫、除草、護岸整備、改修等含む)		
郵便ポストの設置等について	大津中央郵便局	大津市打出浜1-4 Tel 077-524-2002
私道関係	地権者又は地元で維持管理	
農道関係	受益者又は地元で維持管理	
土地改良関係	学区内で農業組合、水利組 合等と調整をお願いします。	


お問合せ先がご不明な場合は、自治協働課へお問合せください。

(077-528-2730)


(3) 自治会及び自治会長報償金

事業内容	<p>住みよい地域社会の発展を目指し、地域における諸問題の解決や会員相互の親睦・交流を図るため、大津市のまちづくりにおいては自治会組織を中心とした各種活動が学区自治連合会や大津市自治連合会等との連携のもと、活発に展開されています。</p> <p>このような状況の中、住民自治の確立と円滑な市政運営のため、市政への協力に対する謝礼として、地域における様々な活動や自治会組織の育成に活用いただける報償金を交付しています。</p>
申請単位	※申請や請求等の手続きは不要
交付対象	自治会及び自治会長
報償金の算出基準及び交付金額	<p>毎年4月1日現在における自治会への加入世帯数（会員数）を基準として算出</p> <p>■自治会報償金（年額） 均等割 3,000円 世帯割 790円（自治会加入世帯数）</p> <p>■自治会長報償金（年額） 均等割 5,000円 世帯割 70円（自治会加入世帯数）</p> <p>年度の途中に設立された場合は、次のとおり算出</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設立日が月の初日であれば当月分から・ 設立日が2日以降であれば翌月分から
交付時期	8月予定 学区自治連合会を通じて交付
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：077-528-2730
その他	自治会報償金をはじめ、市から自治会等へ支出している公金については、自治会の予算や決算に明記するなど、透明性のある処理をお願いいたします。
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/jitikai/65166.html
ホームページ 二次元コード	


(4) ふれあいネット導入事業費補助

事業内容	地域住民への情報提供等をインターネットを活用して行うための経費の一部を、予算の範囲内において補助する事業。
申請単位	自治会、学区自治連合会、まちづくり協議会
補助対象	補助金交付年度内に支払われた下記に要する費用。 <ul style="list-style-type: none">・ 有料アプリケーション、ソフトウェアの導入にかかる費用（初期設定、操作研修など付帯する費用も含む）・ 導入済みのシステムの機能強化・改修等にかかる費用・ 上記で導入した有料のアプリケーションやソフトウェアにかかる利用料（補助金の交付年度内に支払いが行われたもの）・ ホームページの構築にかかる費用・ 自治会館のインターネット環境整備工事に関する費用（情報提供等に必要な場合に限る） ※機器、端末類の購入費またはリースにかかる費用、インターネット接続回線使用料は補助対象外
補助金の算出基準及び補助金額	補助対象経費×1/2（千円未満切捨て） 1団体当たり上限100,000円
受付期間	令和8年4月1日から受付開始（予算がなくなり次第、受付終了）
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：077-528-2730
その他	補助金の交付は、1団体当たり1回限り
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/jitikai/50965.html
ホームページ 二次元コード	

(5) ふれあい掲示板設置事業費補助

事業内容	自治会員の方への情報提供を充実させるために、自治会が掲示板を設置する経費の一部を補助する事業。
申請単位	自治会及び学区自治連合会等
補助対象	<ul style="list-style-type: none">・ 掲示板を新規に設置する場合・ 既存の掲示板を建替えする場合 ※破損等による部分補修及び撤去費用は、補助対象外
補助金の算出基準及び補助金額	補助対象経費×1/2（千円未満切捨て） 上限60,000円
受付期間	令和8年4月1日から受付開始（予算がなくなり次第、受付終了）
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：077-528-2730
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金の交付は、1自治会同一年度内1回限り・ 事業の開始後や完了後の申請は受付できません。・ <u>事業を計画されている自治会は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u>・ 設置予定場所の土地所有者等には、必ず事前に了解を得てください。
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/jitikai/1390063125181.html
ホームページ 二次元コード	

(6) ふれあいの家（自治会館）設置事業費補助（改造）


事業内容	子どもから高齢者まで誰もが利用できるコミュニティ活動の拠点となる自治会館等を改造するための経費の一部を補助する事業。
申請単位	自治会等
補助対象	自治会館等を改造する場合（対象となる工事） <ul style="list-style-type: none">・屋根、外壁、柱、床、梁等の主要構造部分の補修工事・電気及び給排水衛生設備の改修工事・建物利用の物理的障壁を除去する工事（バリアフリー改修）
補助金の算出基準及び補助金額	補助対象経費×2/10（千円未満切捨て） 上限300,000円
受付期間	令和8年4月1日から受付開始（予算がなくなり次第、受付終了）
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：077-528-2730
その他	<ul style="list-style-type: none">・1団体につき同一年度1回限り・<u>事業を計画されている自治会は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u>
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/jitikai/1390063530058.html
ホームページ 二次元コード	

ふれあいの家設置事業費補助（改造）



～工事施工例～




(7) ふれあいの家（自治会館）設置事業費補助（建築等）

事業内容	子どもから高齢者まで誰もが利用できるコミュニティ活動の拠点となる自治会館等を建築、購入するための経費の一部を補助する事業。
申請単位	自治会等
補助対象	<p>① 建築または物件を購入する場合 ② 建築するための用地を取得する場合</p> <p>※<u>次年度（令和9年4月以降）に実施する事業が対象。</u> ※①と②をあわせて実施する場合、単年度（1年間）で事業を完了することが条件 ※②のみの実施は補助対象外</p>
補助金の算出基準及び補助金額	<p>① 建築または物件購入 ■算式 延床面積×建築単価×1/3以内（千円未満切捨て） ■基準 ※物件購入と同時に<u>行う増築、改造も対象</u> 詳細は自治協働課までお問い合わせください。</p> <p>② 建築のための用地取得 ■算式 補助基本額×2/10＝補助金額（千円未満切捨て） 補助基本額＝建物の建築面積÷建ペイ率×用地取得単価 ■基準 補助基本額 20,000,000円限度 補助金額 4,000,000円限度</p>
受付期間	相談受付は令和8年4月1日から令和8年9月30日まで ※当年度に実施ではなく、相談受付後、予算化した次年度以降に申請・実施。
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：077-528-2730
その他	<p>・<u>事業を計画されている自治会は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u></p> <p>・ふれあいを家の建築・購入時に補助金を受けた自治会等であっても、受領後20年以上経過していれば、再度①の申請が可能。</p>
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/jitikai/1390063530058.html
ホームページ 二次元コード	

(8) 合理的配慮の提供に係る費用助成

事業内容	<p>障害を理由とする差別の解消を推進するため、地域の団体等が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成。</p> <p>【合理的配慮とは】障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重くない範囲で、日常生活や社会生活を送る上での障壁を取り除くために行う必要な配慮</p>	
申請単位	自治会等	
補助金の算出基準及び補助金額	<p>■補助対象</p> <p>合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下に当たるもの。</p> <p>①コミュニケーションツールの作成：上限額3万円 (点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど)</p> <p>②物品の購入：上限額5万円 (筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど)</p> <p>③工事の施工：上限額10万円 (簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用)</p> <p>④研修の実施：上限額5万円 (障害特性や合理的配慮の提供方法の理解促進のための研修にかかる費用)</p> <p>■算式 補助基本額(事業費) × 1/2</p> <p>※③の一部については定額</p> <p>※要綱改正の可能性がありますので、ホームページ等でご確認ください。</p>	
受付期間	令和8年4月上旬から令和9年2月26日まで (予算がなくなり次第、受付終了)	
担当課(連絡先)	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 電話：077-528-3542	
その他	③の工事を実施する場合は、「(6)ふれあいの家設置事業費補助(改造)」との併用が可能ですので、事業を計画されている自治会は、必ず事前にご相談ください。	
ホームページ URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai/fukushi/313904.html	
ホームページ 二次元コード	<p>助成金のホームページ</p> 	<p>滋賀県障害者差別のない 共生社会づくり条例について</p> 


(9) コミュニティ助成

事業内容	地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報を行うことを目的として、(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として行っている事業。
申請単位	自治会、学区自治連合会等
助成対象 及び助成金額	下記別表のとおり ※ <u>次年度(令和9年4月から令和10年3月)に実施・完了する事業が対象</u>
受付期間	令和8年4月1日から令和8年8月31日まで(厳守)
担当課(連絡先)	市民部自治協働課 電話:077-528-2730
採択について	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年3月末に(一財)自治総合センターから大津市へ通知されます。 採択の最終決定はセンターが行うため、申請しても必ず採択されるものではありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特定の目的のために組織された宗教団体、営利団体、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、文化協会、PTA、趣味の愛好会、イベント等のために一時的に組織された団体、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は補助対象となりません。 制度の変更に伴い、助成限度額及び補助率等が変更になることもあります。
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/1395294295118.html
ホームページ 二次元コード	


【別表】

メニュー	事業内容	対象経費	助成金額
一般コミュニティ	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。 ただし、建築物、消耗品は対象外。	100万円～ 250万円 (10万円単位)
コミュニティ センター (自治会館等)	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(自治会館等)の建設に関する事業。 ※建設後に建物登記を行うことが条件であるため、法人格の取得が必要。(18)自治会の法人化制度を参照。	コミュニティ活動推進のために必要な施設の建設に要する経費。 ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外。 一般コミュニティ助成事業、ふれあいの家設置事業費補助との併用は不可。	2,000万円まで 【補助率 3/5以内】 (10万円単位)


(10) 防犯カメラ設置事業補助

事業内容	街頭犯罪等の抑止を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、犯罪が生じるおそれがあると認められる地域の街頭において、自主防犯活動団体等が防犯カメラ及び記録装置等を購入・設置することに要する経費の一部を補助する事業。
受付期間	申請 <u>令和8年4月1日から令和8年10月末日まで</u> 実績報告 <u>令和9年1月末日まで</u>
申請単位	カメラ等の管理を継続的に行うことが可能と認められる以下の団体 ① 小学校区又はおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全なまちづくりに資する活動に取り組んでいる自主活動団体 ② 学区自治連合会 ③ 自治会及び自治会の集合体
補助対象	防犯カメラの購入・設置に関して、次の全ての要件を満たした事業。 ① 本市の区域内に設置されるものであること。 ② 地域性を考慮した設置場所であること。 ③ 主に道路等の公共空間を撮影範囲とし、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。 ④ 設置場所の所有者・管理者の許可を受けていること。 ⑤ 防犯カメラの設置を示すプレート等を設置すること。 ⑥ カメラ等の設置に関し、本市の他の補助金交付を受けないこと。 ⑦ 関係法令に違反していないこと。 ⑧ 滋賀県警察と設置場所や撮影方向等について協議していること。 ⑨ その他市長の定める管理上の指示に従っていること。
補助金の算出基準 及び補助金額	一団体当たり、200,000円を限度 (但し、一の補助対象事業において設置するカメラ等が1組であるときは、150,000円を限度とする) 補助率 1/2 ※申出団体の交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定額を調整させていただくことがあります。
担当課 (連絡先)	市民部自治協働課 電話：077-528-2816
その他	・ <u>予算に限度がありますので、事業を計画されている団体は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u> ・ <u>補助金の交付決定前に行った設置工事は補助の対象外です。</u>
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/bohan/torikumi/139005.html
ホームページ 二次元コード	


(11) 文化団体派遣事業

事業内容	公民館、コミュニティセンター、自治会館、学校、病院、老人ホーム等に大津市文化連盟に加盟している芸術文化団体等を派遣し、演奏会や講習会等を行います。 【ジャンル】音楽（管弦楽、吹奏楽、オペラ等）、舞踊、華道、短歌、俳句、大津絵等
申請単位	市内に在住、在勤または在学する概ね10人以上で構成された団体（ただし、1団体につき2回限り）
補助対象	自治会、老人クラブ、子ども会等
料金	原則無料 ※事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合があります。
受付期間	令和8年4月1日から令和9年2月12日まで （予算がなくなり次第、受付終了） ※開催希望日の1カ月以上前にお申し込みください。
担当課（連絡先）	市民部文化振興課 電話：077-528-2733
その他	実施場所は大津市内に限ります。
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1119/g/culturalevent/dh/74052.html
ホームページ 二次元コード	


(12) 地域防火・防災資器材整備事業補助

事業内容	消火器及び消火栓器具（以下「防火資器材」という）並びに防災資器材を購入するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、初期消火体制と防災体制の充実を図る事業。
申請単位	自治会又は自主防災組織 ※学区自主防災会の申請は不可
補助対象	<p>■防火資器材 強化液消火器、ABC粉末消火器、消火栓器具、その他の用具（消防ポンプ、ジェットシューター、消火バケツ）</p> <p>■防災資器材 指揮・連絡通報用具、避難誘導用具、救出救護用具等</p>
補助金の選出基準及び補助金額	<p>■補助金交付の対象となる補助対象経費は、大津市消防局のホームページ掲載の別表に掲げる防火・防災資器材の購入に要する経費とする。</p> <p>■自治会又は自主防災組織への補助金交付額については、補助対象経費の額に10分の3を乗じて得た額とし、3万円を上限に年1回限りとする。</p>
受付期間	令和8年4月1日から令和8年5月31日までとする。 なお、申請状況により延長する場合がある。
担当課（連絡先）	消防局予防課 電話：077-525-9902
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請された資器材を活用した訓練を実施する必要があるため、防火・防災指導依頼書を所轄消防署へ提出する。 ・補助対象となる消火器の数は、概ね組の数とする。 ・消火器は、消火薬剤等が凍結、変質等の恐れのない場所で、使用に際して自治会又は自主防災組織の誰もが容易に持ち出せる場所に設置する。 ・防災資器材は雨風等で損傷しない場所で、自治会又は自主防災組織の誰もが容易に持ち出せる場所に設置する。 ・防火・防災資器材には、自治会又は自主防災組織の財産であることが確認できるよう自治会又は自主防災組織の名称を記入する。 ・補助金の交付決定については、申請期間内に申請された自治会又は自主防災組織から、予算の範囲内において過去の交付状況等を考慮し決定する。 ・補助金の交付決定前に購入した資器材は、補助額に計上できない。 ・補助金の確定は、検査に合格し、防火・防災指導依頼書に係る訓練の実施を確認した後に行う。
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/075/2353/jisyubousai/31202.html
ホームページ 二次元コード	


(13) ごみ集積所用鳥獣対策用ネット貸与

事業内容	本市が収集する家庭ごみの集積所において、鳥獣対策用ネットを貸与することにより、カラス、猫等の鳥獣によるごみの散乱被害を防止し、もって集積所周辺の衛生及び環境の保持を図ることを目的とした事業
申請単位	① 自治会の代表者 ② ごみ集積所に家庭廃棄物を排出する代表者
貸与対象	本市が収集する家庭ごみの集積所
貸与枚数	集積所1カ所につき1枚
受付期間	令和8年4月1日から受付開始 (先着順 予算がなくなり次第、受付終了)
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話：077-528-2802
申請受付	担当課窓口にて受付 … 確認ができ次第即日受け渡し可能 電子申請・郵送・FAXでも申請可能 … 受理してから5営業日後以降に受け渡し可能 (貸与決定通知はしない)
その他	<p>■貸与するネットの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大 (約3m × 約4m) ・ 小 (約2m × 約3m) の2種類 <p>■貸与の決定</p> <p>同一集積所における重複申請の有無などを確認し、ネットを貸し付けることが適当と認める場合は、貸与を決定し、無償で貸与する。</p> <p>貸与できない場合、申請を受領してから5営業日以内に担当から記入電話番号宛に連絡し、預かった申請書を記入住所宛に返送する。</p> <p>■ネットの受領</p> <p>原則、担当課窓口若しくはリサイクルセンター木戸で受け渡しするものとする。</p>
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/shuseki/138933.html
ホームページ 二次元コード	


(14) 集団資源回収促進事業補助

事業内容	市内の家庭から排出される再生資源のリサイクルによる有効利用と、ごみ処理施設に搬入されるごみの減量を目的として、再生資源を回収した団体に回収量に応じて補助金を交付する事業
申請単位	自治会 ※自治会だけでなく、市内の家庭から排出される再生資源を集団資源回収する団体であれば可 例) マンション管理組合・PTA・自主防災会・子ども会等
補助対象	補助対象となる回収品目 ・新聞 ・雑誌・雑がみ ・段ボール ・古着・古布 ・アルミ缶
補助金額	1キログラム当たり3円(令和8年4月1日時点)
受付期限	申請は年2回 前期:7月中旬締切 (1月から6月までの回収量に対する申請) 後期:1月中旬締切 (7月から12月までの回収量に対する申請) (伝票等が揃わない場合など締切後でも受付しております。ご相談ください)
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話:077-528-2802
その他	回収した再生資源を市指定業者に引き渡している団体(自治会)は、あらためて申請する必要はなく、補助金交付決定後の請求のみを行ってください。
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/hojo/138932.html
ホームページ 二次元コード	


(15) 再生資源保管庫等設置事業補助

事業内容	ごみ減量と資源再利用に資する集団資源回収の取組を促進するため、再生資源を収納する保管庫等の設置に要する経費の一部に対し、補助金を交付する事業
申請単位	集団資源回収を実施する自治会等の地域住民で組織された団体が対象となります。また、年度末までに設置工事が完了することを条件とします。 ※事業者や個人の方が倉庫を設置される場合には対象となりません。
補助対象	集団資源回収の実施により回収した再生資源を保管するための収納庫
補助金の算出基準 及び補助金額	保管庫等の設置に要した費用の2分の1の額 (ただし、80,000円を限度とする)
受付期間	令和8年4月1日から令和8年12月28日まで ※予算の都合により、早めに受付を終了する場合があります。 ※事前の申請が必要です。工事(購入)発注前にご申請ください。 必ず申請前に詳細をホームページ等でご確認ください。
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話:077-528-2802
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/hojo/1389335152729.html
ホームページ 二次元コード	

(16) ごみ集積所設置等補助

事業内容	ごみ集積所周辺のごみの散乱を防止し、市民の良好な生活環境を守ることを目的として、ごみ集積所を新たに設置する場合や改修に必要な費用の一部について、補助金を交付する事業
申請単位	<p>① 市内の自治会またはこれに準ずる方で、集積所を適切に維持管理されている方</p> <p>② 営利を目的としない方</p> <p>③ 令和9年3月末中旬までに設置工事を完了することができる方</p>
補助対象	<p>① ごみ集積所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所を新たに設置する事業 ・すでに設置してあるごみ集積所の建替え等の再整備を行う事業 <p>② ごみ集積所の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所の改修をする事業
補助金の算出基準及び補助金額	<p>① ごみ集積所の設置</p> <p>ごみ集積所の設置に要した費用の2分の1の額 (ただし、80,000円を限度とする。ごみ集積所の利用世帯が20世帯以上の場合は、100,000円)</p> <p>② ごみ集積所の改修</p> <p>ごみ集積所の改修に要した費用の2分の1の額 (ただし、50,000円を限度とする)</p> <p>※一つの団体が複数の集積所を設置または改修の申請をされる場合は、同一年度、上限24～30万円までとなります。</p> <p>※一度補助金の交付を受けたことがあるごみ集積所が再度申請するには一定年数が経過している必要があります。</p>
受付期間	<p>令和8年4月1日から令和8年12月28日まで</p> <p>※予算の都合により、早めに受付を終了する場合があります。</p>
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話：077-528-2802
その他	<p>※事前の申請が必要です。工事(購入)発注前にご申請ください。必ず申請前に詳細をホームページ等でご確認ください。</p>
ホームページURL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/hojo/1426745937961.html
ホームページ 二次元コード	

(17) イベントごみに係る処理手数料減免について

事業内容	地域の自治会等の夏祭りや運動会のイベントで生じたごみの処理手数料について減免します。
申請単位	ごみの排出者となる学区自治連合会、地域の自治会・子ども会・女性会等の非営利団体
減免対象	① 地域コミュニティの形成や自治協働活動を図る目的で実施、参加され、祭りや運動会、文化祭などのイベントで生じたごみであること。 ② 市関係課において実施の確認ができる資料が提出できること。
減免額	ごみ処分手数料全額 (施設搬入の際の処分手数料に限ります。収集運搬業許可業者に委託した際の収集運搬に係る料金は対象外となります。)
受付期限	イベント開催日の前日まで(新規イベント等の場合、事業内容の確認に時間を要する場合があるため、事前相談をお願いします)
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話：077-528-2802
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの詳細が分かるチラシ等持参の上、市役所廃棄物減量推進課窓口での手続が必要となります。「事業系一般廃棄物搬入申出書」及び「廃棄物処理手数料減免申請書」に排出されるごみ種類・袋数等を記入頂きます。関係課に確認でき次第「事業系一般廃棄物搬入受付書」及び「廃棄物処理手数料減免承認書」を発行します。 ・搬入施設につきましては指定させていただきます。 ・施設への搬入を業者委託される場合は、業者同行のうえで来課ください。業者のみで手続される場合は、あらかじめ「廃棄物処理手数料減免申請書」を作成の上、業者に渡してください。 <p>※排出されるごみについては「燃やせるごみ」「プラスチック製容器包装」「かん」「びん」「ペットボトル」に分別の上、透明袋に入れてください。</p>
ホームページ URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/jigyoyo/1396516555540.html (許可業者名簿)
ホームページ 二次元コード	

(18) 自治会の法人化制度（認可地縁団体）

<p>制度内容</p>	<p>地方自治法上「地縁による団体」と規定される自治会等が、市長の認可を受けることで法人格を持ち、法律上の権利義務の主体となることができる制度。</p> <p>これにより、印鑑登録証明書の発行ができるようになり、自治会保有資産の登記ができるようになる。</p>
<p>認可のための要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ④ 規約を定めていること。
<p>注意事項等</p>	<p>毎年必ず自治会の総会を開くことや会員の単位が世帯から個人になることなど、遵守しなければならない認可要件があります。</p> <p>また、規約（会則）変更や、代表者（自治会長等）の交代を行った場合にも、必ず市に届け出る必要があります。</p>
<p>申請に必要な書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 認可申請書 ② 規約（会則） ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 ④ 構成員の名簿 ⑤ 保有資産目録、又は保有予定資産目録 ⑥ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書、決算書等） ⑦ 申請者が代表者であることを証する書類 ⑧ 区域を示した図面 ⑨ 代表者の職務執行の停止等の有無について
<p>お手続きについて</p>	<p>相談は随時受け付けておりますので、<u>認可を希望される際は必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u>必要書類、手続きについてご案内いたします。</p> <p>なお、認可、告示されるまでに一定の期間を要します。</p>
<p>担当課（連絡先）</p>	<p>市民部自治協働課 電話：077-528-2730</p>

■編集発行■

大津市 市民部 自治協働課

〒520-8575

大津市御陵町3-1

電話：077-528-2730

メール：otsu1130@city.otsu.lg.jp